「長崎家庭裁判所バックヤードツアー（第２弾）」について

去る１０月２２日（火），法の日週間行事として，大学生を対象に「長崎家庭裁判所バックヤードツアー」を催しました。今回は，参加者のみなさんに，少年の更生に向け家庭裁判所が行っている，少年・保護者への教育的な働きかけ，「教育的措置」の一部を体験してもらいました。

「教育的措置」とは？

家庭裁判所は，少年事件について，終局処分を決定するだけでなく，その決定までに，助言・指導，援助，講習会，社会奉仕活動への参加呼びかけなど，少年の更生に役立つよう，事案に応じ様々な働きかけを行っており，これを「教育的措置」と呼んでいます。

不処分又は審判不開始という語感からすると，家庭裁判所が何もしないまま少年事件を終わらせているかのような印象を与えてしまいがちですが，不処分などで終局する場合でも，裁判官や調査官による訓戒や指導等の働きかけを行っています。

その一環として，商店の協力を得て行う「万引被害を考える教室」や民間ボランティアと共に行う社会奉仕活動（清掃活動など）があります。

平成２５年１０月２２日（火）
午後１時３０分～

バックヤードツアー（第2弾）
詳細スケジュール

13:30～ 1 所長挨拶
13:33～ 2 少年事件の説明（裁判官）
13:38～ 3 庁舎見学
（少年審判廷及び考査室）
14:00～ 4 教育的措置について
（家裁調査官・少年友の会会員）
（14:00～） (1) 教育的措置の説明
(2) 具体的取り組みの紹介
（14:30～） ・模擬「万引被害を考える教室」
（15:10～） ・社会奉仕活動について
15:30～ 5 質疑・応答

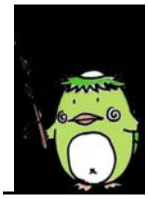

ツアーには，１３名の学生が参加し，テレビ局から日本放送協会（ＮＨＫ）が，新聞社は長崎新聞がそれぞれ取材に来ました。

冒頭，所長が挨拶し，簡単な趣旨説明のあとツアーを開始しました。

最初に，裁判官による少年事件（少年審判）の説明があり，庁内ツアーとして，少年審判廷と考査室を見学し，普段，事件関係者以外入ることのない部屋をまわりました。

少年審判廷の説明を受け，裁判官席を体験した参加者のみなさん

その後，家庭裁判所調査官から，多種多様な教育的措置について具体的な説明がなされ，続いて，「万引被害を考える教室」の模擬体験，社会奉仕活動の紹介がありました。

社会奉仕活動の紹介では，少年の更生のための活動を行っている民間ボランティア団体「少年友の会」の会員２名が写真を交えながら，家庭裁判所調査官と共に印象に残ったエピソードなどを話してくださいました。

家庭裁判所調査官から考査室の説明を受ける参加者のみなさん

～参加者の感想～

「少年がボランティアを通して社会との交流を深め，再犯を防止するのはとてもよいことだ。」

「家庭裁判所だけでなく民間の方の協力も得ながら，犯罪を犯した少年に対して更生するために適切な方法を選択しているのがわかった。」

次回以降も，様々な視点から家庭裁判所を理解していただける行事を企画したいと考えております。参加していただいた大学生のみなさん，どうもありがとうございました。